

# 高槻ワーキングニュース

事業主のみなさまへ 平成31年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます(厚生労働省)

Point  
1

施行:2019年4月1日~ ※中小企業は、2020年4月1日~

## 時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未滿(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例は下記厚生労働省HPからダウンロードできます。



Point  
2

施行:2019年4月1日~

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料は、下記厚生労働省HPからご確認いただけます。



Point  
3

施行:2020年4月1日~ ※中小企業は、2021年4月1日~

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。 ※2頁もご参照下さい



改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

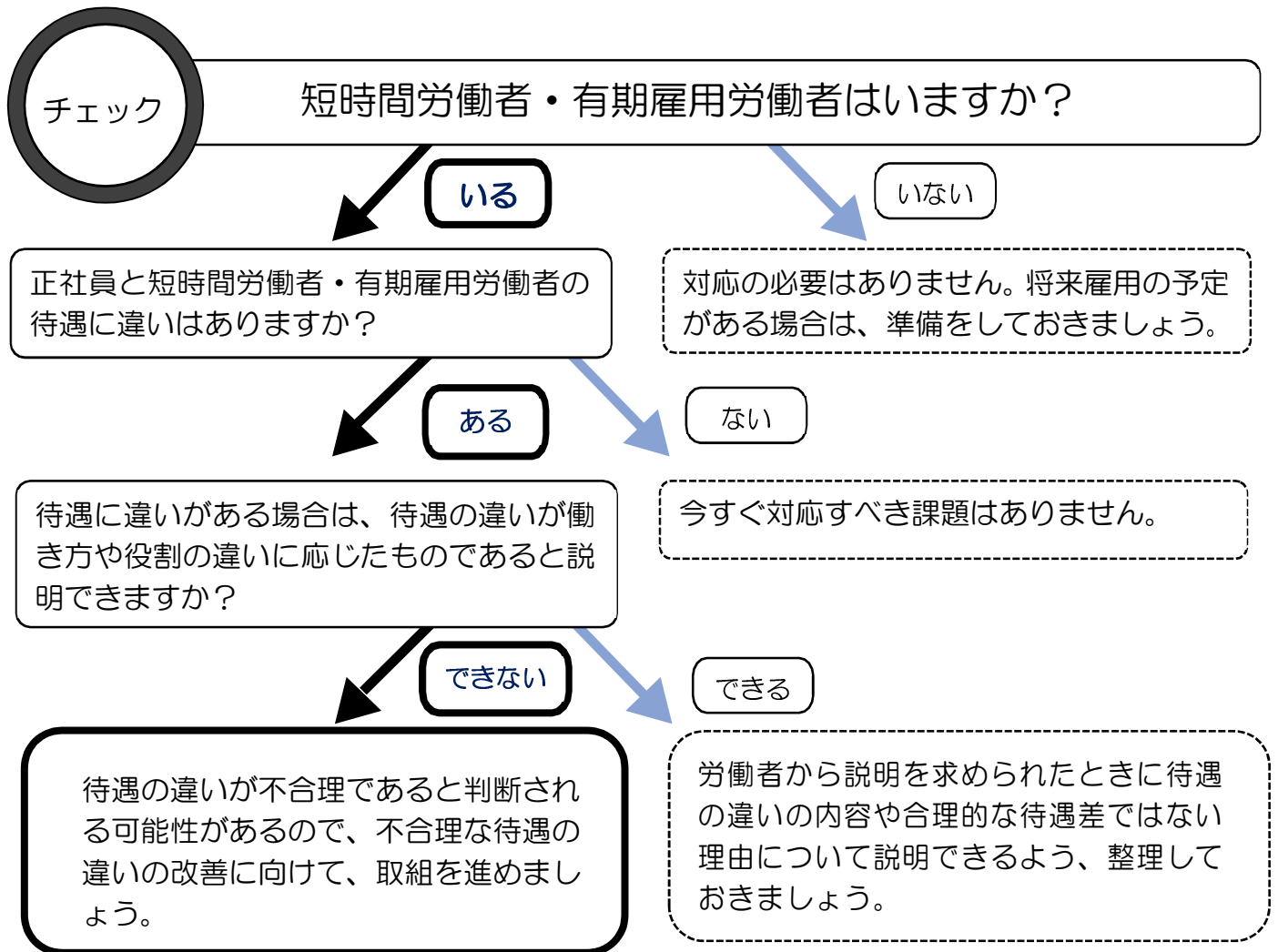
- 問合せ 大阪労働局(総合労働相談コーナー) TEL: 0120-939-009  
茨木労働基準監督署(労働時間相談・支援コーナー) TEL: 072-604-5308  
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター TEL: 0120-791-149

## パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けて 法の施行までにお早めの取組みをお勧めします（大阪労働局）

働き方改革の「同一賃金 同一労働」に関する法律「パートタイム・有期雇用労働法」の施行は2020年4月1日（中小企業は2021年4月1日）です。

このため、法の施行までまだ時間がある、と感じている事業主のみなさんもいらっしゃると思いますが、就業規定や賃金規定を見直すには、短時間労働者・有期雇用労働者を含む労使の話し合いが必要です。

また、検討の結果、手当等の改善をすすめるためには原資など考慮・検討しなければならないことがたくさんあります。対応は計画的に進めましょう。



同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

事業主は、正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の働き方の違いに応じて、均衡な待遇（均等な待遇）の確保を図るための措置を講じなければなりません。

### ◎「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」のご案内



厚生労働省ホームページから、「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000467476.pdf>)」がダウンロードできます。この取組手順書に沿って社内の制度の点検を行い、自社の状況が法の内容に沿ったものかを把握し、点検の結果、制度の改定の必要があれば、法の施行までに改定の準備を進めることができます。是非ご活用ください。

●問合せ 大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL: 06-6941-8940

## 平成31年4月1日 改正入管法が施行 外国人労働者の受け入れが拡大されます（厚生労働省）

平成30年12月8日、第197回国会（臨時会）において「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立、同月14日に公布されました。

この改正法は、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とするもので、一部規定を除き、平成31年4月1日に施行されます。

今回の改正の背景には、国内で深刻化する労働力の不足があります。これまで外国人のいわゆる単純労働への就労は一貫して認められていませんでしたが、改正法では、業種限定ではありませんがこれを解禁、永住も可能になる新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人雇用の法制度は大きく転換することとなりました。

今後は、新制度に対応した就労環境・職場環境の整備とともに、共に働く外国人を社会の一員として受け入れる支援体制づくりが一層重要になります。

### ◎ 外国人の雇用については次のようなルールがあります。

#### 1. 就労可能な外国人の雇用

- 外国人の方は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）で定められている在留資格の範囲内において、我が国での就労活動が認められています。事業主の方は、外国人の方を雇い入れる際には、外国人の方の「在留カード」等により、就労が認められるかどうかを確認してください。

#### 2. 外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職援助

- 外国人労働者を雇用する事業主は、外国人が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職場に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めるべきものとされています。（雇用対策法第8条）

#### 3. 外国人雇用状況の届出

- 雇用対策法に基づき、外国人労働者がその能力を適切に発揮できるよう、外国人を雇用する事業主には、外国人の雇入れ、離職の際に、その氏名、在留資格などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています（雇用対策法第28条）。

### ◎ 外国人の雇用についてのご相談は、管轄のハローワークへ。

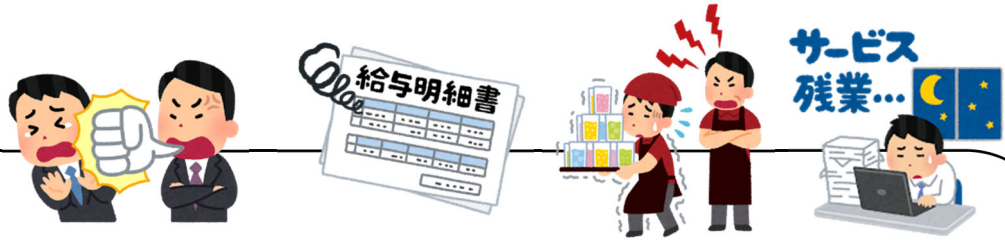
- ハローワークでは、外国人の雇用状況届出や雇用管理の相談を受け付けています。
- 外国人労働者の雇用管理の改善や、職業生活上における諸問題について、企業を訪問しアドバイスをを行う「外国人雇用管理アドバイザー制度（無料）」の利用申込みもできます。

#### 《外国人雇用管理アドバイザーへの相談事例》

- 日本語の不慣れな外国人労働者への安全衛生教育はどうしたらよいか…
- 保険の加入を拒む外国人労働者に対し、どう説明すれば理解してもらえるのか…
- 外国人労働者雇用労務責任者として、当社ではどんなことに注意すればよいか…
- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればよいか…
- その他、労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点など

## 一人で悩まず相談を！労働相談のお知らせ（高槻市）

高槻市労働相談では、労働者または事業主・人事労務担当者が直面している労働に関するトラブルや疑問などについて、専門の労働相談員が適切なアドバイスを行い、解決をお手伝いします。一人で悩まずどうぞお気軽にご相談ください（前日までに予約が必要です）。



### 労働相談

- 相談日：毎月第1・第3・第5火曜日、毎週木曜日  
（休祝日及び12月29日～1月3日は休み）
- 相談時間：午後1時～午後5時まで
- 場所：クロスパル高槻（総合市民交流センター）5階  
ワークサポートたかつき内 相談室

**予約制**

### 夜間労働相談

- 相談日：毎月第2・第4火曜日（休祝日及び12月29日～1月3日は休み）
- 相談時間：午後5時～午後9時
- 場所：クロスパル高槻（総合市民交流センター）4階 第5会議室

●問合せ・予約申込 産業振興課 TEL: 072-674-7411 FAX: 072-675-3133

## ～しない させない 就職差別～ 6月は就職差別撤廃月間です（大阪府）

大阪府では、毎年6月を「就職差別撤廃月間」とし、ハローワークや市町村、大阪企業人権協議会などの関係機関と連携して、様々な啓発事業に取り組んでいます。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いいたします。  
※ 高槻市では、「就職差別撤廃月間」に JR 高槻駅前街頭啓発キャンペーンを実施する予定です。



### 【就職差別 110 番】

大阪府商工労働部雇用促進室では、月間中の下記の期間、採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

- 電話：06-6210-9518（月間中・閉庁日を除く午前10時～午後6時）
- E-mail：rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp（Eメールでの相談受付は6月中随時）

大阪府 就職差別110番



～次回の高槻ワーキングニュースは平成31年6月25日発行予定です～